

## 業務委託等業者選定委員会運営基準

平成19年4月1日

### (設置)

第1条 本市が締結する業務委託契約、システム開発契約、賃貸借契約及び歳入の原因となる契約等の競争入札又は指名見積り合せによる随意契約（以下「競争入札等」という。）に関し、条例等の規定又は国若しくは地方公共団体等との協定により契約先を指定されているものを除き、競争入札等に参加させる者の選定又は選考あるいは参加条件等の設定に当たり、公正な入札・契約を執行するため、業務委託等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 選定 競争入札等に参加させる者（以下「入札参加者」という。）を選定することをいう。
- (2) 選考 提案方式及び各種システム開発に係る入札参加者の内から、提案内容等を審議し、契約を締結する者を選考することをいう。
- (3) 提案方式 価格によってのみ決定するのではなく、入札参加者から、指定された契約条件を満たす提案を求め、提案価格も含めて総合的に評価し、予定価格の範囲内で提案した者を契約の相手方とする方式をいう。
- (4) 予定価格 参考資料等を基に積算された金額又は承認された予算の額及び参考に徴収した見積もりの額をいう。  
また、単価契約の場合にあっては、年間支出見込額をいう。
- (5) 単者随契 特別な状況の業務内容等のため、特定の者としかできない随意契約をいう。
- (6) 所管課 当該審議事項に係る事務を所掌する課かいをいう。

### (所管業務)

第3条 委員会は、次の各号に定める業務（以下「業務委託等」という。）の入札参加者の選定又は選考及び参加条件の設定（以下「所管業務」という。）を審議する。

- (1) 業務委託契約の競争入札等に係る参加者の選定
- (2) システム開発に関する契約の競争入札等に係る入札参加者の選定及び選考
- (3) 提案方式による契約の競争入札等に係る入札参加者の選定及び選考
- (4) 人材派遣に関する契約の競争入札等に係る入札参加者の選定
- (5) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年芦屋市条例

第1号)第2条第1号に規定する物品の賃貸借に関する契約の競争入札等に係る入札参加者の選定

(6) 歳入の原因となる契約の競争入札等に係る入札参加者の選定又は選考。ただし、不動産の売却、公売に係るものを除く。

(7) 前各号の契約に関し条件設定を行う場合の、設定条件の決定  
(委員会の設置)

第4条 委員会は、業務委託等の予定価格の金額及び規模等により、第1種委員会及び第2種委員会に区分し、設置する。

2 委員会に委員長を置き、委員は委員長以下5名以上をもって構成する。

3 委員会は、各課かいにおいて、次の各号を規定した委員会設置要領等を定め、設置するものとする。

(1) 委員長の選任

(2) 委員の選任

(3) その他各課かいにおいて必要な事項

4 前条第2号に規定する所管業務の審議には、OA機器等の導入に係る指導、助言及び設置に係る調整に関する業務を主管する課かいの長を委員に加えるものとする。

5 委員会には、調査研究検討のための専門委員会を設置することができる。

6 所管課の属する部の長又は参事(以下「部長等」という。)が所管課の属する部の室かいの長(以下「室長」という。)を兼務している場合は、部長等の職をもって委員とする。また、室長が所管課の属する部の課かいの長を兼務している場合は、室長の職をもって委員とする。

7 所管課の長は、委員となることができない。また、所管課の長を兼務している室長は、前項の規定にかかわらず、委員となることができない。

(第1種委員会の組織)

第5条 第1種委員会は、副市長、技監、部長等及び所管課の属する部以外の部の長又は参事をもって組織する。

2 第1種委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

(第1種委員会の審議事項)

第6条 第1種委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 1件の予定価格が3,000万円以上の業務委託等の入札参加者に係る所管業務(第3条第6号に規定する歳入の原因となる契約に関する所管業務(以下「歳入の原因となる契約業務」という。)を除く。)に関する事項

(2) 1件の予定価格が3,000万円以上の業務委託等で、単者随契とする契約に係る所管業務(歳入の原因となる契約業務を除く。)に関する事項

(3) その他市長において必要と認める事項

(第2種委員会の組織)

第7条 第2種委員会は、部長等、室長及び所管課が属する部等の課長の長をもって組織する。

2 第2種委員会に委員長を置き、部長等をもってこれに充てる。

(第2種委員会の審議事項)

第8条 第2種委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 1件の予定価格が200万円以上3,000万円未満の業務委託等(歳入の原因となる契約業務を除く。)の入札参加者に係る所管業務に関する事項

(2) 1件の予定価格が200万円以上3,000万円未満の業務委託等(歳入の原因となる契約業務を除く。)で、単者随契とする契約に係る所管業務に関する事項

(3) 1件の予定価格が200万円以上の歳入の原因となる契約業務の入札参加者に係る所管業務に関する事項

(4) 1件の予定価格が200万円未満の業務委託等で、提案方式による契約に係る所管業務に関する事項

(5) その他第1種委員会委員長において必要と認める事項

(委員長及び委員長職務代理者の職務)

第9条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が必要に応じてその都度招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議のため必要と認めるときは、所管課の長その他の職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第11条 委員会に出席した者は、議事の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、所管課において処理する。

(補則)

第13条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成12年11月27日付総務部通知及び平成17年4月25日付総務部長通知は廃止する。
- 3 この基準の施行日において既に手続中の案件についてはこの基準を適用せず、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日において既に手続中の案件についてはこの基準を適用せず、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日において既に手続中の案件についてはこの基準を適用せず、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月19日から施行する。
- 2 この基準の施行日において既に手続中の案件についてはこの基準を適用せず、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日において既に手続中の案件についてはこの基準を適用せず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。